

ドメスティック・バイオレンス(DV), ストーカー行為等及び児童虐待の被害者保護のために, 住民票・戸籍の附票の請求を制限します。

DV, ストーカー行為等及び児童虐待の被害者を保護するための支援措置として, 相手方からの住所確認を目的とした, 住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関する請求・申出を制限します。

この支援措置の申出ができるのは, DV, ストーカー行為等及び児童虐待の被害者で, 警察署等の相談機関から支援が必要と認められた方です。

支援措置の内容

相手方からの住所確認を目的とした次の請求・申出を制限します。

○住民票の写しの交付 ○戸籍の附票の写しの交付 ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧



支援措置が実施されると...

- ・相手方からの交付請求及び申出を制限します。
- ・第三者からの申出については, 厳格な審査をします。
- ・代理人, 使者, 郵送による請求は, 原則受付しません。
- ・被害者本人が住民票の写し等の交付請求をする場合は, 原則として運転免許証等の写真付の本人確認書類を提示していただきます。

【支援期間】 1年間(延長希望の場合は, 支援終了の1か月前から申出できます。)

市外に転出した場合は, 転出先で改めて申出が必要です。

支援措置の対象者

相談機関等に相談して支援の必要性が認められる次の方

- A ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者で, 暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがある方
- B ストーカー行為等の被害者で, 更に反復してつきまとい等をされるおそれがある方
- C 児童虐待の被害者で, 再び児童虐待を受けるおそれがある方又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方
- D その他AからCに準ずる被害を受けた方

・上記の被害者と同じの住所の方に限り, 併せて支援を求めることができます。

・保護命令決定書の写し又はストーカー規制法に基づく警告等実施書面のある方は, 相談機関への相談は不要です。

・対象者が15歳未満又は成年被後見人である場合は, 法定代理人のみが申出できます。

※児童虐待の被害者については, 児童相談所長, 被害者の監護に当たる児童福祉施設の長, 里親等が代理人となることができます。(手続きに必要な書類については, 市民課へお問い合わせください。)

手続きの流れ

①市民課3番窓口で申出書用紙を受け取る



②相談機関に相談する

下記の【相談機関】内の相談機関に相談し、申出書に係る確認書に意見の交付を受けてください。意見の交付には時間がかかることがあります。意見の交付を受けられなかった場合は申出ができません。



③市民課3番窓口に出す

下記の【手続きに必要なもの】を持参し、市民課3番窓口にお越しください。支援の必要性及び申出の内容について相談機関に確認します。本人確認及び審査を慎重に行うため、受付には時間がかかります。



④支援の可否が通知される

支援の可否は後日文書で通知します。他市区町村での支援措置が必要な場合は旭川市から該当市区町村に連絡通知を行います。

【相談機関】

警察関係 (DV・ストーカー被害者相談)

番号	名称	所在地	電話番号(内線)
1	北海道警察旭川方面本部生活安全課	1条通25丁目	35-0110(3023)
2	旭川中央警察署生活安全課	6条通10丁目	25-0110(262)
3	旭川東警察署生活安全課	1条通25丁目	34-0110(263)

行政関係 (DV被害者相談)

番号	名称	所在地	電話番号
1	上川総合振興局内配偶者暴力相談支援センター	永山6条19丁目	46-5081
2	旭川市女性相談室(配偶者暴力相談支援センター)	7条通9丁目(総合庁舎6階)	25-6418

行政関係 (児童虐待被害者相談)

番号	名称	所在地	電話番号
1	北海道旭川児童相談所	10条通11丁目	23-8195
2	旭川市家庭児童相談室(子ども総合相談センター)	10条通11丁目(旧常盤中)	26-5500

民間団体関係 (DV被害者相談)

番号	名称	電話番号
1	社会福祉法人旭川隣保会トキワの森	55-7061
2	ウィメンズネット旭川	24-1388

【手続きに必要なもの】

- ①支援措置申出書及び申出書に係る確認書 ②下記の確認書類
- ③保護命令決定書の写し又はストーカー規制法に基づく警告等実施書面(発行されている方のみ)

来庁者	確認書類
対象者本人	○運転免許証, マイナンバーカード, 年金手帳 等
法定代理人	○対象者との関係を確認できるもの(戸籍謄本等) ○運転免許証, マイナンバーカード, 年金手帳 等
任意代理人	○委任状 ○運転免許証, マイナンバーカード, 年金手帳 等

※任意代理人を設定する場合、初回の手続きには、原則申出者及び代理人の来庁が必要になります。

【申出先】

旭川市役所市民課 旭川市7条通9丁目 総合庁舎1階3番窓口(電話:25-6204)
 開庁時間 8時45分~17時15分(手続きに時間を要するため、お時間に余裕を持って御来庁ください。)